

公立大学法人福井県立大学教育研究審議会規程

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福井県立大学定款（以下「定款」という。）第21条第1項に規定する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 教育研究審議会は、委員15人以内で組織し、教育研究審議会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 学長が定める教育研究上の重要な組織の長
- (5) 教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する職員

(指名委員の任期)

第3条 前項第5号に掲げる委員（以下この条において「指名委員」という。）の任期は、2年とする。

2 補欠の指名委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 指名委員は、再任されることができる。

(審議事項)

第4条 教育研究審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見および年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (2) 法により知事の認可または承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (3) 重要な規程の制定または改廃に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (4) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (6) 学生の入学、卒業または課程の修了その他学生の在籍に関する方針および学位の授与に関する方針に係る事項
- (7) 教員の人事および評価に関する事項（定款第20条第1項第6号に係るものを除く。）
- (8) 研究費の配分に関する事項（定款第20条第1項第7号に係るものを除く。）
- (9) 教育および研究の状況について自ら行う点検および評価に関する事項
- (10) その他大学の教育研究に関する重要事項

(招集)

第5条 教育研究審議会は、月1回の開催を常例とし、学長が招集する。

2 学長は、教育研究審議会の構成員から会議の目的たる事項を記載した書面で開催の要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

3 教育研究審議会に付議する事項は、招集の際通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(議長)

第6条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 議長に事故があるときまたは議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を

行う。

(定足数および議決)

第7条 教育研究審議会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を教育研究審議会に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(議事録)

第9条 議長は、教育研究審議会の議事について、議事録を作成しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。